

スクの高い若年層（ネット世代）の特徴、及びインターネット上の自殺予防のための情報発信の現状等を把握し分析を行った。

平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の青少年有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。

同法に基づき、平成21年6月30日、内閣府に設置されたインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議（会長：内閣総理大臣）において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」が決定された。

今後、同基本計画に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁が連携し、青少年によるフィルタリング利用の普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を行うこととしている。

8 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダや電子掲示板の管理者（以下「プロバイダ等」という。）に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。

同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。平成20年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は、180件である。これらにより自殺予告をした者は196人であるが、これらの者

への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった92人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

また、上記「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドラインについての支援・促進活動を行っており、今後も継続して行うこととしている。また、総務省では、平成21年8月から、社団法人テレコムサービス協会に対し、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務を委託し、違法・有害情報相談センターとして運用している。さらに、平成19年11月より、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、自殺予告事案等の違法・有害情報への総合的な対応の在り方について検討し、21年1月に民間の自主的取組の一層の促進やリテラシー向上の取組を提言した最終報

発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	7人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	3人※
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	92人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	74人
書込者が判明せず	20人
合計	196人

※ このうち、警察官による発見・救護は1人。

告書を取りまとめた。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリング^{*1}の普及も重要である。

総務省では、平成18年11月、19年12月及び20年4月の3度にわたり、携帯電話等のフィルタリングについて、その導入促進及び改善等を携帯電話事業者等に対し要請しており、関係事業者と連携してその導入促進を進めてきたところである。また、21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

律」に基づき、更なるフィルタリングの導入促進に取り組んで行くこととしている。

また、経済産業省では、フィルタリングの基準の見直しの支援、パソコンへのフィルタリングソフト搭載要請等を行うとともに、量販店店頭での普及啓発キャンペーンやユーザー発信コンテンツ等（CGMサイト）における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

内閣府では、自殺対策加速化プランに基づき、検索サイト関係者等と意見交換を実施している。

9 介護者への支援の充実

厚生労働省では、高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質

の向上等に関し、例えば、地域包括支援センターに携わる職員等に対して研修を行い、必要な知識・技能の修得を図る等、必要な支援の実施に努めている。

10 いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

悩みを抱えた子どもたちのために、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子どもが相談できる体制や、子どもが悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、平成18年度にいじめが大きく社会問題化したことを受け、全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、全国統一の電話番号（0570-0-78310（悩み言おう））を設定し、都道府県・政令指定都市教育委員会による相談機関にいつでも相談できるような体制を整備している。19

年2月から20年6月までで、相談ダイヤルに問い合わせがあった件数は8万件を超えるとともに、うち夜間・休日のものは平均して60%以上であり、引き続き、このような相談体制の整備に努めることとしている。

また、いじめ等の問題行動に対し、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子ども一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。平成18年10月19日に、いじめの社会問題化を受けて発出した「いじめの問題への取組の徹底について」（通知）においても、学校、地域、家庭、関係機関等が連携した取組の重要性について言及し、各種会議においてこの通知の趣旨の徹底を図っている。現在、このような問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に資する調査研究事業を

（※1）フィルタリング：インターネットを利用する際に、一定の有害サイト等の閲覧を制限する機能